



交通(バス路線図)・生活環境



駐輪場

駐輪場(自転車駐車場)を利用したい

問 交通企画課 TEL.60-1860

通勤・通学等で定期的に利用する方

公共駐輪場内の一時利用または定期利用をご利用ください。

定期利用の申込方法について

問 (公財)自転車駐車場整備センター

TEL.050-1807-0921

(平日 午前9時～午後5時)

買物等で不定期に利用する方

公共駐輪場内の一時利用をご利用ください。料金は駐輪場や階層により異なります。入庫より2時間以内無料(一部を除く)です。

市ホームページ・次の二次元バーコードから、一時利用公共駐輪場の満車・空車情報が確認できます。



▲吉祥寺駅周辺

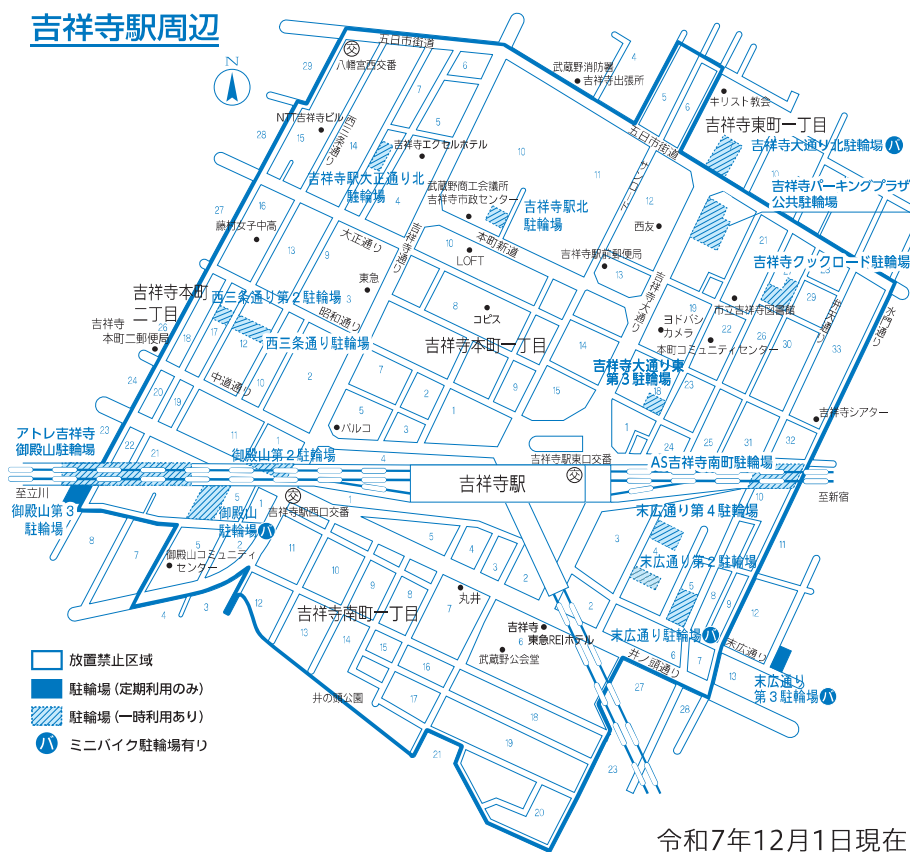


▲三鷹駅周辺



▲武蔵境駅周辺

吉祥寺駅周辺



令和7年12月1日現在

放置自転車の対応について

自転車等放置禁止区域内に放置してある自転車やミニバイクは即時撤去します。区域外に放置した場合も、指導・警告をした後に撤去します。保管場所は案内図のとおりです。引き取りの際は身分証・自転車等の鍵・撤去および保管手数料・委任状(代理人による引き取りの場合)をお持ちください。

受付時間 午前11時～午後7時、水曜日・年末年始は休み

撤去および保管手数料(現金のみ)

自転車 3,000円 ミニバイク 5,000円

※保管期間(30日間)を過ぎても引取りのないものは、条例に基づき処分します。

撤去された自転車の保管場所

撤去された自転車はすべて関前自転車保管場所に保管

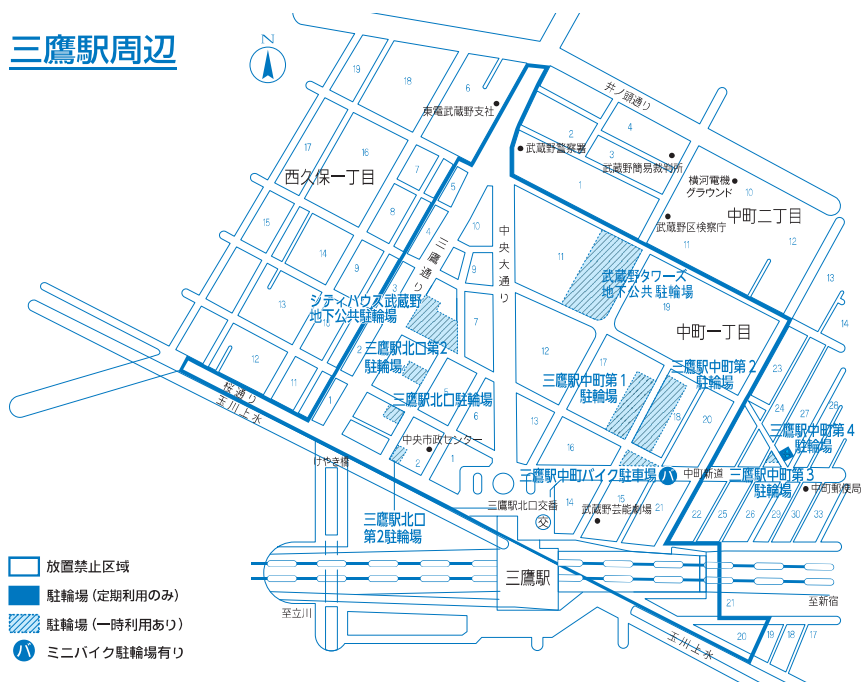
関前自転車保管場所

関前4-14 TEL.51-3014



駐輪場	自転車(台)	バイク(台)
AS吉祥寺南町	885	—
御殿山	1763	154
御殿山第2	80	—
御殿山第3	294	—
末広通り	1006	58
末広通り第2	80	—
末広通り第3	184	18
末広通り第4	303	—
西三条通り	1288	—
西三条通り第2	250	—
吉祥寺大通り東第3	53	—
吉祥寺駅北	367	—
吉祥寺駅大正通り北	460	—
吉祥寺パーキングプラザ公共	1271	—
吉祥寺大通り北	693	38
アトレ吉祥寺御殿山	1700	—
吉祥寺クックロード	603	—

三鷹駅周辺



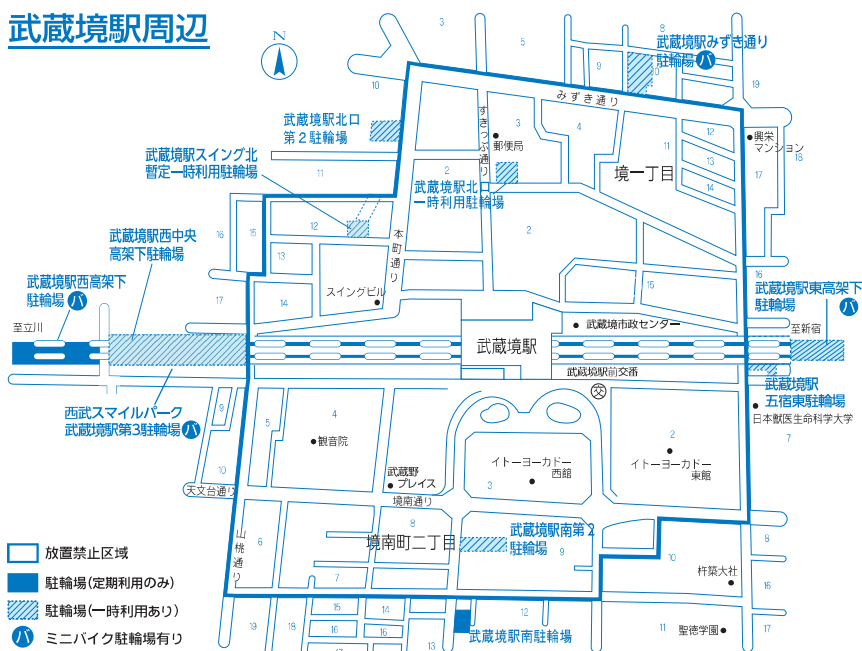
駐輪場	自転車(台)	バイク(台)
三鷹駅北口	585	—
三鷹駅中町第1	1938	—
三鷹駅中町第2	1511	—
三鷹駅中町バイク	—	83
三鷹駅北口第2(※1)	275	—
武蔵野タワーズ地下公共	1500	—
三鷹駅中町第3	90	—
三鷹駅中町第4	88	—
三鷹駅北口第2(※2)	178	—
シティハウス武蔵野地下公共	751	—

※1 所在地:中町1-4

※2 所在地:中町1-2

令和7年12月1日現在

武蔵境駅周辺



駐輪場	自転車(台)	バイク(台)
武蔵境駅北口第2	1604	—
武蔵境駅北口一時利用	134	—
武蔵境駅南	1054	—
武蔵境駅南第2	985	—
武蔵境駅みずき通り	692	44
武蔵境駅西高架下	651	31
武蔵境駅西中央高架下	870	—
西武スマイルパーク武蔵境第3駐輪場	1215	40
武蔵境駅五宿東	487	—
武蔵境駅東高架下	710	24
武蔵境駅スイング北暫定一時利用	158	—

令和7年12月1日現在

自転車の安全な利用方法が知りたい

▶ 自転車安全利用講習会

交通企画課 TEL.60-1860

自転車利用の多い武蔵野市では、自転車安全利用先進都市を目指して平成20年10月より武蔵野警察署とともに自転車安全利用講習会を開催しています。
開催日・場所・応募方法:市報や市ホームページをご覧ください(主催:武蔵野市・武蔵野警察署)。

武蔵野市自転車安全利用
シンボルマーク

武蔵野市自転車安全利用シンボルマーク
おもいやり
サイクリスト宣言

参加資格 武蔵野市内で自転車を利用される中学生以上の方

参加費 無料

特典 講習会修了者には自転車安全利用認定証を交付。以下の特典があります。

- ・武蔵野市内在住の方に、自転車用ヘルメット購入費用2,000円分および点検整備TSマーク(保険付帯)1,000円分助成します(利用条件等要確認)。
- ・公共駐輪場定期利用の優先措置(必ずしも利用を保証するものではありません)。

市内バスについて

行先や時間等、詳しくは各バス会社にお問合せください。

- | | | |
|---------|---------|------------------|
| 問 関東バス | 武蔵野営業所 | TEL.51-2191 |
| 問 小田急バス | 吉祥寺営業所 | TEL.46-6124 |
| | 武蔵境営業所 | TEL.31-6191 |
| 問 西武バス | 上石神井営業所 | TEL.03-3867-2525 |
| | 滝山営業所 | TEL.042-474-2525 |
| 問 京王バス | 小金井支所 | TEL.042-316-5162 |
| | 調布営業所 | TEL.042-499-6711 |

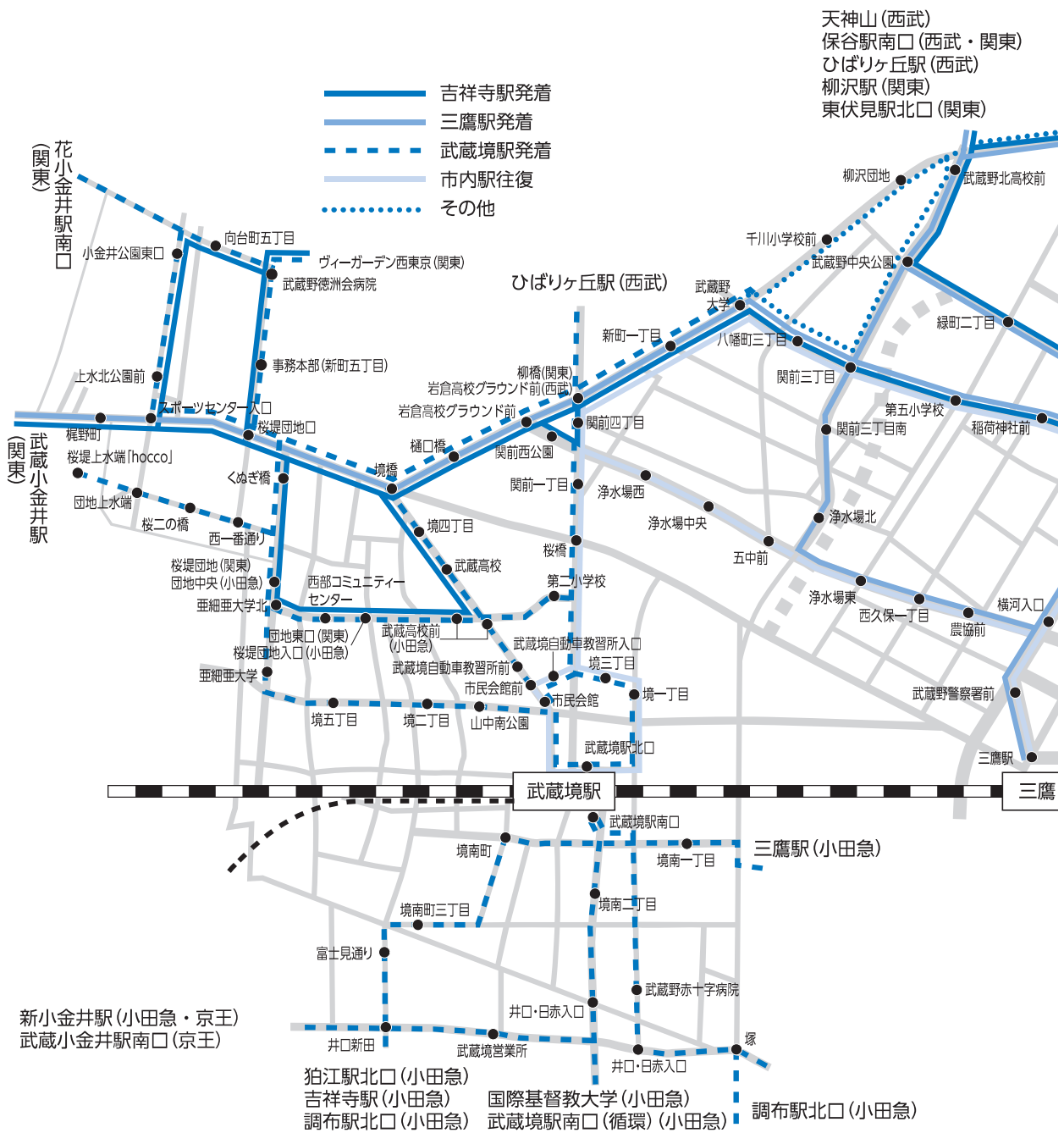
駐車場を探している

ムーパーク (パークアンドバスライド駐車場)

- 問 吉祥寺ムーブスアンドパーキング事業運営協議会**
TEL.21-1251

ムーバス6号路線 三鷹・吉祥寺循環 6番武蔵野税務署南バス停横にあります。ムーバスを利用される方は運賃(100円)が別途必要ですが、交通系ICカードでムーバス(1,2,4,6号路線)を利用し同カードで駐車料金を支払う場合200円割引されます(出庫当日にムーバスを利用した場合のみ)。

市内バス路線図



場所 武蔵野市御殿山2-1 (JR線高架下)

利用料金 午前8時～0時 30分170円
午前0時～8時 60分110円

利用時間 24時間



▲詳しくはこちらから

※吉祥寺のムーパーク加盟店で買物をするとサービス券がもらえます。

▶パソコンや携帯電話による空き駐車場の検索

自宅や立ち寄り先から、駐車場の空き情報のほか、提携店による駐車料金割引等の情報を得ることができます。
(登録不要、情報料無料、通信費はご負担ください)

【空き駐車場をお探しの場合】

・s-park[(公財)東京都道路整備保全公社]

パソコン <https://www.s-park.jp/>



▲詳しくはこちらから



交通事故にあってしまったら

けが人の応急処置をして、必要であれば救急車を呼びます(119番)。第2・第3の事故を防ぐために、通行車両の誘導等を行い、直ちに警察へ連絡しましょう。
警察へ報告をしないと、賠償請求に必要な交通事故証明書が取れませんし、解決が困難になります。

▶交通事故証明書の発行

問 自動車安全運転センター東京都事務所
品川区東大井1-12-5 TEL.03-5781-3660

交通事故証明書申込用紙を郵便局の窓口提出すれば郵送で取り寄せられます。

申込用紙は、自動車安全運転センター東京都事務所や、警察署、交番、駐在所にあります。

▶交通事故相談

問 市民活動推進課 TEL.60-1921 (予約専用)

P18参照

問 東京都交通事故相談所 TEL.03-5320-7733

交通事故に備えたい

▶東京都市町村民交通災害共済(ちょこっと共済)

年会費 Aコース 1,000円(見舞金額4~300万円)

Bコース 500円(見舞金額2~150万円)

加入受付 市役所交通企画課・各市政センター・市内金融機関(一部を除く)



パソコン <https://chokottokyosai.jp>



住まい・住環境・道路

家(建物)を新築・増改築するときは ~必要な届出・手続き~

▶建築確認申請 **問 建築指導課** TEL.60-1874~7

家を新築・増改築する前に建築主事等の確認を受けることが必要です。また、工事完了後、完了検査申請書を提出して検査を受けてください。

▶住居表示新築届 **問 市民課** TEL.60-1839

建物等を新築・増改築・建替する場合、建築主または建築業者が、竣工前に新築届を提出してください。この届出により住所が決まります。新築届・案内図・平面図コピー(寸法入・階数分)・配置図コピー(寸法入)・立面図コピー(東西南北4面分)を提出してください。

※従来の建物を壊して新築した場合も届出が必要です。玄関の位置により住所が変わる場合があります。

▶まちづくり条例における開発等事業の手続き

問 まちづくり推進課 TEL.60-1873

開発等事業(一定の規模の開発、建築、工作物の築造)を行う場合、法定手続(開発許可申請・建築確認申請等)の前に「武蔵野市まちづくり条例」に基づく手続きが必要です。事業をお考えの場合は、事前にご相談ください。

▶建設リサイクル法

問 建築指導課 TEL.60-1875

特定建設資材(コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を用いた次の工事を行う場合、工事着手の7日前までに届出が必要となります。

- ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事
- ・床面積500㎡以上の建築物の新築・増築工事

・請負代金の額1億円以上の建築物の修繕・模様替え等工事(リフォーム等)

・請負代金の額500万円以上の建築物以外の工作物の工事(土木工事等)

▶埋蔵文化財(遺跡)保護のための届出

問 武蔵野ふるさと歴史館 TEL.53-1811

井の頭池遺跡群(一部都史跡)およびその周辺で土木工事等を行う場合は、文化財保護法による事前の届出が必要です。詳しい指定地域や取り扱いについては、武蔵野ふるさと歴史館にご相談ください。

土地の情報を調べたい

▶土地の取引をするときは

問 まちづくり推進課 TEL.60-1870

2,000㎡以上の土地取引を行ったときは、国土法に基づく届出が必要です。3,000㎡以上の土地取引に際しては、契約の3カ月前までに、「武蔵野市まちづくり条例」に基づく届出も別途必要となります。

▶土地の公示価格 **問 市民税課** TEL.60-1822

地価公示関係図書は、市民税課窓口・市政資料コーナー・市政センター・市立図書館で閲覧できます。

▶不動産登記・登記事項証明書・公図の閲覧等

問 東京法務局府中支局(府中市新町2丁目44番地)
TEL.042-335-4753

東京法務局府中支局証明書交付窓口(平日午前8時30分から午後5時15分まで)で請求ができるほか、武蔵野商工会館1階(吉祥寺本町1-10-7、取扱時間午前9時から午後5時)でも登記事項証明書等の交付を請求できる機器(証明書発行請求機)を設置しています。

固定資産の市内調査にご協力ください

問 資産税課 TEL.60-1825~6

毎年市内全域について、固定資産税・都市計画税の評価額算出のため、調査をさせていただきます。

- ①家屋：新築・増築、滅失等の調査です。木造の場合は仕上資材や建築設備等を調査します。非木造の場合は図面と見積書をお借りします。
- ②土地：分筆・合筆、住宅用地の変更等の調査です。

建設業者の許可申請を閲覧したい

問 東京都都市整備局市街地建築部建設業課

TEL.03-5388-3351

(閲覧時間 午後0時30分～4時30分)

耐震化助成・支援等

各種助成については、事前に相談にお越し下さい。

問 住宅対策課 TEL.60-1976

▶ 耐震アドバイザー派遣

対象 市内に昭和56年5月31日以前に着工された住宅を所有する方または昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅を所有する方

派遣費用 詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶ 民間住宅・マンション耐震化助成

対象 市内に昭和56年5月31日以前に着工された住宅を所有する方または昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅を所有する方

助成額 詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成

対象 一般緊急輸送道路又は特定緊急輸送道路に接する敷地の建築物を所有する方ほか要件あり

助成額 詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶ 民間事業系建築物耐震診断助成

対象 市内に昭和56年5月31日以前に着工された事業系建築物(住宅を除く)を所有する方

助成額 詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶ 安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震助成

対象 市内に昭和56年5月31日以前に着工された商業・近隣商業地内の延べ面積3,000㎡未満の事業系建築物(住宅を除く)を所有する方

助成額 詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶ 分譲マンション管理アドバイザー派遣(無料)

対象 市内の分譲マンション管理組合等市内の分譲マンションに専門家を派遣し、管理組合・維持管理・改修・建替え等の相談を受けます。

▶ 分譲マンション再生支援事業助成

市内分譲マンションの管理組合等が、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用する際に要する費用を助成します。

助成額 Aコース 全額
Bコース 費用の2/3で36万円を限度

▶ 良質な住まいづくり活動助成

良質な住まいづくりに結びつく公益的な活動を行う団体の活動に費用の助成をします。

助成額 講演会、講習会、相談会、見学会に要する費用で、1団体年間10万円を限度。

▶ 住まいのなんでも相談室(無料)

対象 市内に建築物を所有する方、市内に居住する方

内容 住宅の建築や耐震化、マンションの維持管理や管理組合運営、住宅の売買、空き家、民間賃貸住宅への転居等の内容に応じ、専門家(建築士、マンション管理士、司法書士、宅地建物取引士)が相談を受けます。(事前予約制。毎週木曜日午前9時～午後4時(宅地建物取引士のみ午後1時～4時)各50分)

公営住宅等について

▶ 市営住宅

問 住宅対策課 TEL.60-1905

障害者用8戸を含み、世帯用が110戸。募集については市報でお知らせします。

市内に引き続き1年以上居住し、所得が一定額以下で、住宅に困窮している方。

▶ 福祉型住宅

問 住宅対策課 TEL.60-1905

高齢者用148戸、障害者用8戸、ひとり親世帯用9戸、子育て世帯用10戸、計175戸。募集については市報でお知らせします。

①65歳以上の高齢者 ②障害者 ③ひとり親世帯 ④子育て世帯(45歳未満の夫婦および20歳未満の子により構成される世帯)のいずれかに該当し、市内に引き続き3年以上居住し、所得が基準額以下で、住宅に困窮している方。

都営住宅

問 JKK東京 都営住宅募集センター
TEL.03-3498-8894

募集については広報東京都、市報等でお知らせします。

都民住宅

東京都施行型

問 JKK東京都営住宅募集センター
TEL.03-3498-8894

指定法人管理型

問 JKK東京公社住宅募集センター
TEL.03-3409-2244

UR都市機構(旧公団住宅)

問 UR賃貸ショップ吉祥寺 TEL.0422-71-2851

定休日 水曜日

営業時間 午前9時30分～午後6時

民間賃貸住宅入居支援

問 住宅対策課 TEL.60-1905

高齢者・障害者・ひとり親世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援します。

都市計画について知りたい

用途地域や都市計画道路、まちづくりに関する計画、都市計画やまちづくりにおける住民参加等について

問 まちづくり推進課 TEL.60-1872

吉祥寺駅の交通広場の整備、物流対策等

問 吉祥寺まちづくり事務所 TEL.21-1118

まちづくり推進団体助成金交付

問 まちづくり推進課 TEL.60-1873

まちづくりのルール(地区計画、地区まちづくり計画)となるような案の作成・検討を目的とした調査・研究等を行う団体の活動に要する経費の一部を助成します。

助成団体 地区まちづくり協議会の認定団体

助成額 地区計画／一会計年度 30万円
地区まちづくり計画／一会計年度 20万円
※どちらも、引き続く2年度が限度

道路等の管理

車道・歩道・ガードレール等

市道

問 道路管理課管理係 TEL.60-1857

※都道については、東京都北多摩南部建設事務所西東京工区
TEL.042-465-4170

※五日市街道・井ノ頭通り・女子大通り・吉祥寺通り・三鷹通り・武蔵境通り・新武蔵境通り・天文台通り等が都道です。

狭あい道路の事前相談

問 建築指導課審査係 TEL.60-1876

狭あい道路の整備

問 道路管理課管理係 TEL.60-1855

境界確定・幅員証明

市道

問 道路管理課台帳係 TEL.60-1858

※都道については、東京都北多摩南部建設事務所
管理課道路台帳担当 TEL.042-330-1807

位置指定道路

問 建築指導課監察係 TEL.60-1875

道路の占用

※突出看板・日よけ・足場等を道路上に設置するときは、許可が必要です。

市道

問 道路管理課管理係 TEL.60-1857

※都道については、東京都北多摩南部建設事務所
管理課道路管理担当 TEL.042-330-1806

道路附属物の管理

街路灯

問 道路管理課管理係 TEL.60-1857

植樹帯

問 緑のまち推進課公園係 TEL.60-1864

地域設置消火器

問 防災課 TEL.60-1821

住まい環境の困りごと

あき地の管理について

問 環境政策課 TEL.60-1842

あき地は所有者が責任をもって管理しましょう。

空き家の相談について

問 住宅対策課 TEL.60-1976

建築紛争について

問 建築指導課 TEL.60-1874

中高層建築物の建築計画について、日照、風害、電波障害、工事騒音等の問題が懸念される場合は、当事者双方の申出により、市があっせん(話し合い)の場を設定いたします。

騒音・振動・悪臭等の公害、落書きについての相談

問 環境政策課 TEL.60-1842

所有者不明土地の活用による地域福利増進事業

問 まちづくり推進課 TEL.60-1870

所有者不明土地を利用して地域住民の福祉や利便の増進のための施設を整備したい場合は、ご相談ください。

犬の登録・狂犬病予防注射

問 環境政策課 TEL.60-1842

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬は生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

登録 マイクロチップ装着の場合は環境省ホームページ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で手続きしてください。

未装着の場合は環境政策課・各市政センター、獣医師会加盟動物病院で鑑札登録ができます。

注射済票交付 動物病院で予防注射を済ませたら、環境政策課・各市政センター・以下の動物病院で注射済票の交付を受けてください。市政センターではキャッシュレス決済が可能です。電子(オンライン)申請も受け付けています。方法は市ホームページをご覧ください。

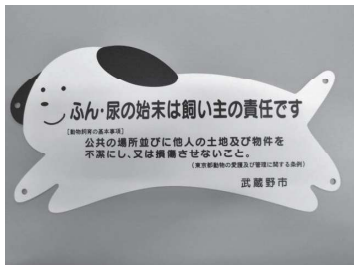


▲詳しくはこちらから

犬のふん・尿について

問 環境政策課 TEL.60-1842

犬のふん・尿の始末は飼い主の責任です。市ではマナーの徹底を図るために環境政策課、各市政センターで、注意看板(マナープレート)の配布を行っています。



猫のふん・尿被害について

問 環境政策課 TEL.60-1842

市では超音波式ネコ被害軽減器の貸し出しを行っています。貸し出し期間は2週間です。(要電話予約)

弱っている犬や猫を見かけたら

問 東京都動物愛護相談センター多摩支所
TEL.042-581-7435

ネズミやハチに困ったら

問 環境政策課 TEL.60-1842

▶ネズミの侵入防止対策

65歳以上の単身または高齢者のみ世帯で市民税非課税世帯への支援事業を行っています。

▶ハチ駆除用具の無料貸し出し

- ・ハチ駆除スプレー
- ・ハチ防護服(スズメバチ駆除には必要です)

▶スズメバチの巣駆除費助成制度

自主駆除が困難な場合で、駆除業者に依頼した場合は市が費用の一部を助成します。(助成要件あり)

カラスに困ったら

問 環境政策課 TEL.60-1842

カラスの威嚇行動に対して自己防衛対策をとっても改善されない場合、攻撃行動の原因となるヒナ・卵を捕獲または採取する方法がありますが、東京都の「有害鳥獣捕獲」の許可が必要です。攻撃が止まず、危険な状態にある場合はご相談ください。

ハクビシン・アライグマの駆除について

問 環境政策課 TEL.60-1842

外来種であるハクビシン・アライグマの駆除事業を行っています。市内で建物や敷地内の果実、飼養動物等への被害が出た場合はご相談ください。

動物の死体処理

問 環境政策課 TEL.60-1842

飼い主(占有している方)が不明で、道路上で死んでいる動物は市が処理します。飼養動物(ペット)の死体処理は民間の動物霊園へご相談ください。